○　この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こどものケアニーズに応じた支援の在り方に関する専門委員会」ページからご覧いただけます。
（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shakai_katei/care-needs/cb45463f）

2026-3-19　第４回こどものケアニーズに応じた支援の在り方に関する専門委員会

15時00分～17時03分

○岩瀬課長補佐　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第４回「こどものケアニーズに応じた支援の在り方に関する専門委員会」を始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

私、事務局のこども家庭庁支援局家庭福祉課課長補佐の岩瀬と申します。

本日は、会場とオンラインのハイブリッドにて開催させていただきます。

オンラインで御出席の委員の皆様、音声のほうはいかがでしょうか。

本日の出席状況につきましては、笠原委員、菅原参考人、山口参考人が御欠席です。また、北川委員、ブローハン委員、増沢委員にオンラインで御出席いただいております。なお、北川委員におかれましては、所用により途中退席の可能性があるということでございます。

本専門委員会は原則公開で開催しております。資料及び議事録についても原則としてホームページで公開することとしております。

なお、傍聴希望者向けにユーチューブでライブ配信をしておりますが、傍聴されている方、録音・録画の禁止について、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

また、これまで同様ですが、御議論いただくに当たって、委員の皆様、参考人の皆様へお願いです。本専門委員会はユーチューブでライブ配信を行っており、多くの方に傍聴いただいております。そのため、できるだけ分かりやすい言葉で御発言いただき、専門用語や略語を使用される際には、用語の意味についても簡単に御説明いただくなど、御配慮をお願いいたします。

それでは、以後の議事運営につきまして、相澤委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○相澤委員長　皆さん、こんにちは。年度末のお忙しい中御参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、議事を進めていきたいと思いますが、まず事務局から資料の確認をお願いいたします。

○岩瀬課長補佐　まず、お手元の資料を確認いただければと思います。

資料１が「こどものケアニーズに応じた支援について」、資料２が「上鹿渡委員提出資料」、資料３が「山口参考人提出資料」、参考資料１が「委員等名簿」、参考資料２が「社

会的養護の現状」、参考資料３が「里親制度・各施設等の概要」、参考資料４が「子ども・若者ケアプラン（自立支援計画）ガイドライン（抜粋）」、以上です。

不足等がございましたらお申し出いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○相澤委員長　よろしいでしょうか。

それでは、議題１のこどものケアニーズに応じた支援について議論をさせていただきたいと思いますので、家庭福祉課長より御説明をお願いいたします。

○小松課長　家庭福祉課長の小松です。資料を御説明申し上げます。

資料１「こどものケアニーズに応じた支援について」、１ページ目、前回までの専門委員会を踏まえた考えられる論点、ケアニーズは変化していくものであり、入所時点で固定的に捉えるものではなく、定期的に再アセスメントを行い、こどものケアニーズに応じた支援を提供することが必要であり、前回の専門委員会でこのこどものケアニーズに応じた支援を提供するためには、何に着目して、どのようなタイミング・頻度で、どのような者がアセスメントを行うことが適当と考えられるかということにつきまして、このアセスメントシート作成等のため、別途、本専門委員会委員を基本とした作業チームを設置するとなっているところです。

資料４ページ目です。本日御議論いただきたいのは、この（２）でございます。（１）のアセスメントを踏まえて、どのような支援が有効・必要と考えられるか、また、その支援を行うために必要な対応・体制についてどのようなものが考えられるかとして、まず、家庭養護としての里親・ファミリーホームについてどう考えるか、をテーマに御議論いただきたいと思います。

本日、山口参考人は御欠席でございますが、資料３の資料を御提供いただいておりますので、まず事務局からその資料について御紹介させていただきます。

資料３を御参照ください。「里親・ファミリーホームにおけるケアニーズに応じた支援と制度」というテーマです。

まず、前提として重要なのは、措置先にかかわらず、こども一人一人のニーズに基づいた支援です。なお、こどものニーズをこどもとともにアセスメントする際には、それが必ずしも言語化された意見ではないことにも留意が必要です。

１つ目、措置先の決定について、本来はこどもに選択肢が保障され、発達に応じた説明と対話がなされた上で、こどもの意見を十分に考慮して決められるべきです。援助方針会議にこどもが参加することも一助となる場合があるかもしれませんし、会議資料にこどもの声の欄を設けるなどができるかもしれません。しかし、実際には、空き状況や受入れ可否によって措置先が決まり、アセスメントしたニーズとのミスマッチが生じることがあります。そのため、措置先の量的拡充と質的向上の両方が必要です。

量的拡充については、例えば里親になる上での障壁となる住居環境やこどもの日中の居場所の支援、家族間の意見の違いに対してのカウンセリングを検討したり、キンシップケア等の新たな家庭支援の制度整備も重要と考えます。

資料２ページ目の「２．措置先において必要な支援と制度」について、措置先での暮らしの質的な向上として、また、こどものウェルビーイングを保障するには、基本的なニーズ、様々な逆境による影響のケア、保護的・補償的な関係性・環境・経験などを、生活の中で意図的にかつ十分に保障することが重要です。そのためには「計画を立てる」「学ぶ・実行するための環境を整える」「日々の暮らしで実行する」「定期的にアセスメントする」のサイクルを繰り返す仕組みが必要です。この計画は、措置先に任せるのではなく、児童相談所などが責任を持って具体的な項目を個別に計画することが重要だと思います。研修によってこどものウェルビーイングに関する基本的理念とニーズ、それを満たす具体的な方法を学ぶことはもちろん必須ですが、知識だけでは実現はできないので、その環境を十分に保障すること、そのための人的、物理的、資金面での充足があることが前提になります。特に複雑なニーズのあるこどもに対しては、心理発達の専門家による継続的なスーパービジョンや、学校、地域とのより密な連携が欠かせません。あわせて、里親や施設職員の定期的な心理的支援やスーパービジョンの義務化などを制度として位置づける必要があります。

資料の３番目、措置解除後の振り返りについて、措置解除後もその支援がどの程度ニーズを満たしていたかをこどもとともに振り返り、ライフコースを通して継続的に状況を把握する仕組みが必要だと考えます。

最後に、次回以降の検討に向けて、既にある調査研究事業などを整理すると、より深い議論を限られた時間の中でできるのではないかと思います。

以上でございます。

○相澤委員長　御説明ありがとうございました。

それでは、１ページ目の（１）のアセスメントについて、前回、別途、本専門委員会を基本とした作業チームを設置することで了解をいただきました。事務局と相談をいたしまして、笠原委員、上鹿渡委員、増沢委員、菅原参考人、山口参考人、私の６名による作業チームによりアセスメントシート等を作成することとし、また、支援者、当事者の方の意見も必要であることが委員から申し述べられましたので、随時、本専門委員会への御報告をして御意見をいただく形として進めたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

特になければ、了承ということで進めさせていただきます。

ありがとうございます。それでは、そのような形で進めさせていただきます。皆様、御協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、４ページ目の家庭養護としての里親、ファミリーホームについて、議論をいただければと思います。論点が多いことから少し分けて議論をしたく、まずケアニーズに応じたこどもの養育先としての養育里親をどう考えるか、委員の皆様から御発言をいただきたく、会場の皆様は挙手をお願いします。オンラインで御参加の皆様は「手を挙げる」機能を御活用ください。

なお、北川委員におかれましては途中退席の可能性があるとのことでございますので、

全体を通して構いませんので、最初に御発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○北川委員　北川です。

それでは、里親とファミリーホーム、家庭養育の立場から、ケアニーズの高いこどもの受入れに関して意見を申し上げたいと思います。

里親家庭についてです。逆境体験の多いこどもも、ほかの施設から移ってきたこどもも、本当に里親家庭に実子やほかの里子がいた場合、とても情緒不安定になる場合があります。実際、ベテランの里親さんであっても、他の子が里親に甘える様子を見ることで強い怒りが喚起されたり、その感情が小さなこどもに向けられるということがありました。このような場合には、自分だけを見てくれる大人との関係が必要になって、ほかにこどものいない家庭への措置変更をして、それが有効であった事例もありました。

また、ファミリーホームにおいても、６人のこどもそれぞれに異なるニーズがあり、十分にニーズに応えることの難しさがあります。実際に、調査によるとACEのスコアがファミリーホームの子は非常に高い点数が出て、現行の定員では個別的なニーズを満たし切れない現状があります。そのため、ファミリーホーム協議会としても、定員６人から４人、措置費でいえば大人が今は３人なのですけれども、３人いる中ではなかなか難しい状況がありますので、条件も課して定員を６人から４人に見直す必要性を提案しているところです。

それから、長年ファミリーホームを補助者としてやってきていても、今の制度だと家庭養育をしっかり担っているのに養育者になれないということで、わざわざ施設に勤めなくてはいけないようなこともありますので、里子を育てることは補助者は難しいので、条件を課して補助者も養育者になれるということで、家庭養育を担う人材を増やしていけるのではないかと思います。

里親家庭もファミリーホームも小さな家庭であるため、時にこどもの怒りが養育者に直接向かって、家庭の維持が困難になることがあります。そのためには、外部からの支援が不可欠です。私たちのところでも、こどもが来て心が安定するまでは３名程度の法人の職員によるチームを組んで、交代で里親家庭を訪問しながら支援を行っています。そして、自分の居場所と感じられるようになった例もあります。このように、ケアニーズの高いこどもの家庭養育は、アタッチメントの再構築とほかの人への信頼関係を基礎から積み直す必要があります。そのため、家庭養育を中心とした、皆さんがおっしゃっているように、継続的に専門性のある方々が関与する体制、児童相談所とか、里親支援機関とか、医療とか、いろいろな方々のチーム体制が不可欠です。

そして、さらにこうしたこどもへの支援には、追加的に加算措置が必要です。例えば人件費の確保だとか、セラピーに行くだとか、それから私もですけれども、本当に大変な時期は家のことをすることができなくなる時期もあるので、家事をやってくれる人を配置というか、そういうお金などが必要になってきます。こどもとこどもが育つために向き合う時間を確保するために、財政的な基盤が必要だと思います。

もう一つ、今後の里親の在り方を考えるときに、見直す時期に来ているのではないかと思います。従来の養育里親に加えて、乳児、思春期、障害や行動面の困難さに対応できる専門職里親のような枠組みが日本でも必要になってきているのではないかと思います。フランスでも、里親に対しては何と520時間の研修が制度化されて、実質、本当に実習や継続的な実践分析もするようになっています。そして、そこではたくさんの知識はもちろんですけれども、知識よりもこどもを理解して受け入れる姿勢そのものを学ぶ仕組みが整っています。日本においてもこのニーズや里親に対する支援は、加算だけではなく、養成段階からの研修の充実、専門性の向上、チームで支える体制づくりが、本当にこどもたちを受け入れるとなったときに必要だと思います。こどものウェルビーイングを中心に据え、一人一人に合った関わりを実現していくため、家庭の中で愛を持って制度設計をしっかり組み直していく必要があると思います。

加えて、一時保護も、専用施設では６人のこどもがいて、それでケアニーズの高い子が来ると、なかなか対応し切れない現状があるので、社会的養護のスタートのところなので、こどもが安心してそのスタートに入れるように、一時保護のところの見直しも必要になってくるかと思います。

里親とファミリーホームの立場から意見を申し上げました。ありがとうございました。

○相澤委員長　どうもありがとうございました。

北川委員、いらっしゃる間は随時手を挙げて発言してください。よろしくお願いします。

それでは、委員の皆様から先ほどの養育里親をどう考えるかということについて御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

上鹿渡委員、お願いします。

○上鹿渡委員　上鹿渡です。よろしくお願いします。

今日、資料を提出しております。これは全体のことを言っているので、分けてあまり書いていないですけれども、２ページの最後のところに「里親養育のあり方や役割が大きく変わったことを踏まえて」とあります。これは養育里親の話ですが、最近は北川委員も勧めてくださっているQPIという考え方で、里親養育自体を親子分離後だけではなく、もっと手前から、親と一緒にこどもを育てる里親という発想も出てきて、具体的にはショートステイ里親とか、委託中も交流をもっとしていきましょうという国の方針とも合うような考え方が広まっています。里親支援センターもできて、これまでとは違った在り方になってきているところです。この後、議論になる専門里親、ファミリーホーム、家庭養護の今ある類型を大きく変える可能性もあるという中で、このような全体に関する新しい動きも踏まえながら議論を進められたらと思っています。

これまでの変更は、社会にこどもを合わせる、今あるものでどれだけ工夫してよりよいものにするかということはされてきたと思うのですが、こどもに社会を合わせるというか、システムを合わせて変えるぐらいの変化が求められている時期だと思います。

「里親」という名前も変更が必要という話はずっとありながら、ずっとされていません。

これはほぼ皆さんが思っているけれども、新しい良い名前がないので、各自治体で違う名前を使ったりして、今までとは違う発想でやろうということは試みられているのですが、いよいよ国としても変えていくというぐらいのところに来ていると思っています。

そのページの点線枠で「新しい社会的養育ビジョン」の33ページに書かれてあった内容をそのまま抜き出しています。まさにここにあるようなこと、このときはビジョンでしたので、こういうことがしっかりやれたらということで、そこまで突っ込んだところまで具体的な議論まではなされていませんけれども、今回このような議論をできるような状況になってきた。先ほど申し上げた養育里親を支える話とか、里親自体の考え方が随分変わって浸透してきていますので、その中でここの枠にあるようなことがようやく本気で考えられる時期になったと思います。

戻りますけれども、養育里親については、いろいろなことをたくさんしなければならないのですが、この後に専門里親が出てきます。当初専門里親がつくられた時期に思っていたようなこどもを、今、養育里親でもみている状況です。今日配られている参考資料２の５ページの棒グラフのところで見ると、何らかの障害があって委託されている割合ということで、里親で30％、ファミリーホームで50％を超えて、ファミリーホームは児童養護施設よりも高い割合を示しています。本来の専門里親はこの辺りのこどもたちを何とかケアしようということで、さらに非行等も加えてつくられた制度だったと思うのですが、そういったこどもたちが既にかなり増えて、しかもこれから養育里親はさらに委託率を上げるという中では、ここがもっと増えていくことになりますので、養育里親の対応できる水準自体をもっと上げる必要があります。

そのために多分すごく不足しているのは、登録された後の研修です。これがほぼない状態で、これまでフォスタリング機関や里親支援センターがそこは必要だから補うとか、個別に里親さんが独自で自分で何とかして研修を受けて、専門性を高めるということに頼ってきたわけですけれども、ここをしっかりやっていく必要があると思っています。

私はフォスタリングチェンジプログラムという３時間12週連続で受ける英国から日本に導入しました。グループでやるので、ピアもできたり、スキルもアップしたり、また里親支援センター、フォスタリング機関の職員が研修しますので、同じ知識、スキルを共有して一緒にやっていくことができて、スーパーバイズなどもしやすくなるのですけれども、そういったことが試みられていて､かなりの自治体に広まって､効果も確認されています。ただ、これは受けられる人がどんどん減るのです。最初はいるのですけれども、３回目、４回目ぐらいにはもう実施できなくなる。というのは、登録後の研修、委託後の研修が別に義務化もされていないし、なかなか３時間12週は休みをつくれないということがあります。ですから、これを受けられるように何らかの形を取る。さらに今、受けにくくなっているのは、共働き里親さんが増えたりとか、いろいろなことで受けにくい状態が増えているからです。でも、ここを何とかしないと、この養育里親の個別のスキルを上げることも非常に難しいと思います。

専門里親研修を早稲田大学でこの２年実施してきました。そこでよく聞かれる話は、この認定研修はもっと前に受けたかったとか、これはみんなが受けたほうがいいのではないかという里親さんの声です。私もそう思います。このぐらいのことは養育里親さんもみんな知っていないとならないぐらいの状況に既になっていると思います。それで、専門里親はどうするのかというと、先ほど北川委員がおっしゃった専門職里親、もともと専門性を持っている方々が里親として登録し、さらに里親支援センターも専門性を高めるとか、そこに専門職がもっとチームの中に加わるという形でつくっていく必要があると私も思います。これは全く新しいものを想定しないと対応していけないような状況になっているからです。

養育里親が対応できることを増やすために、いろいろなことをやらなければならないのですが、すぐできそうなのは、専門里親研修を養育里親も受けられるようにするという発想です。これはとてもよいと思いますし、次年度からはNPO家庭養育支援機構が専門里親研修の全国からの委託を受けますけれども、そのときに認定前研修の受講枠に空きができた場合にこの研修を受けたい養育里親さんにも受けられるような形を取る予定です。これを受けたから専門里親になるわけではないのですが、専門里親になる皆さんがもっと前に受けたかったと言っている研修を養育里親さんに受けてもらうようなことは、まずこれはすぐにでもできることですので、そこをやりながら、実は自治体や里親支援センターから今度はトレーナーを担っている方々に参加してもらい、そのやり方を学んでもらって、自治体に帰って自分で同様に研修を実施してもらうこともできると思います。そう考えると、これは大きな制度を変えなくても、今、本当にすぐに養育里親さんのケア水準向上につなげられる方法だと思います。

このような過渡期と、目指すべき本格的にレベルを上げていく、個人のスキルであったり、それを支える側のスキル、専門性、加えて制度を課題の本質的解決に向けた取り組みを確実に進める必要があります。先ほどの共働き里親への支援でいうと、これは企業の協力が要ります。これもエレコム株式会社さんが既にプレスリリースしてくださっていますけれども、里親となる職員が自分のこどもと同じように、こどもが委託されたら、休みを取れたりとか、里親に認定される前から、研修のために必要な休みを付与されたり、必要な経費がしっかり出せるように手当てをするということも具体的に示してくださっています。このような理解、協力、これからの養育里親にはそういった支え、里親支援センターや児相の支えももちろん要るのですけれども、もっとインフォーマルなというか、日常生活に関わってくるような支え、理解、学校も含めて、そういうところを強化していく必要があるだろうと思っています。

長くなりましたけれども、養育里親についてはおおむねこのようなことを考えておりました。よろしくお願いいたします。

○相澤委員長　どうもありがとうございました。

非常に多岐にわたっていろいろ御発言いただきました。ほか、いかがでしょうか。

古屋委員、お願いします。
○古屋委員　私からは、まずマッチングについてなのですけれども、養育里親等の養育形態の違いについては、関係の親密性や集団規模、サポート体制と、３つの視点から整理をしてみました。
まず、親密性についてなのですが、養育里親はこどもとの密接な関係を形成しやすく、アタッチメント形成の観点からは強みがある反面、家庭養護は一度関係性が硬直した場合には調整が難しくなるというリスクもあります。
次に、集団規模についてですが、ファミリーホームなどはこどもの人数が増えるほど同胞葛藤と、先ほど北川委員から御指摘もあったのですけれども、相互の影響が生じやすくなる一方で、関係の選択肢が増えて心理的な逃げ場が生まれるという側面もあります。
３つ目のサポート体制についてですが、現状では里親家庭は最も親密性が高いにもかかわらず、外部からのサポートは相対的に低くて、孤立や不調の一因となっているので、里親家庭をチームでサポートしていく体制が不可欠だと思います。
これらを踏まえると、本来であればこどものトラウマやアタッチメントの状態、特性等に応じてこどもの養育形態がどこに適しているかを判断して、適切なマッチングが必要になってくるかと思うのですけれども、現状では先ほど山口委員の御指摘もあったように、必ずしも養育形態をこどものニーズと結びつけているような仕組みがあるとは言えなくて、結果としてミスマッチが生じて不調につながっていると考えられるので、ニーズに応じた適切なマッチングを行っていく仕組みを今後どのようにつくっていくかが課題だと思っております。
次に、必要な技術についてなのですけれども、これは里親に限らず、養育に必要な技術については実際にこどもを養育しながら段階的に身につけていくものなので、必要な研修体系と実践を支える伴走体制をセットにしていく必要があるかと思います。具体的な技術としては、こどもの行動や背景を理解しながら感情に巻き込まれず維持し続けていく力と、そして困難な状況のときに適切に助けを求める力で、特に助けを求めることができる力は重要で、そのために日常的に相談しやすい関係を築いておくことが大切だと思います。
こどもの養育には幾つか困難な時期があると思うのですけれども、１つは委託後おおむね１年の時期で、もう一つは思春期の時期だと思うのですけれども、研修等で得た知識では対応が難しくて複雑な行動が現れやすくなるので、このときに適切な対応、サポートが得られないと、不安や無力感や孤立感から不調のリスクが高まるので、これらの段階で里親さんが支えられながら経験を積んでいくことが大事かと思います。
具体的には、ケースに応じた具体的な関わりの助言の機会と定期的なスーパービジョン、特に支持的なスーパービジョンが大切かと思うのですけれども、これは私の実践から言えることなのですけれども、特に里親さんを支えるのは、継続的なレスパイトケアを通じての苦しさへの共感と、理解に基づく助言と、年単位でこどもの成長を共に喜んでくれる存在だと思っております。

あわせて、施設との連携によるスキルの共有も大事で、例えば施設が持つ行動のノウハウを里親さんと共有することや、必要に応じて施設がレスパイトケアなどでバックアップする仕組みだとか、人事交流や短期的な里親さんの受入れであったりとか、合同の研修等を通じて、里親と施設職員が相互に学び合う機会も有効かと思います。

施設でもそうなのですけれども､養育者の技術は個人の資質に依存するものではなくて、サポートの質によって大きく左右されるものだと思いますので、研修とサポートを一体的に設計する仕組みが大事かと思います。

次に、外からのサポート体制についてなのですけれども、現状では里親支援センターとか、フォスタリング機関とか、児相とか、施設とか、多くの主体がそれぞれの役割を担っていますが、必ずしもそれが有機的に連動しているとは言えずに、支援が点となっている可能性もあるかと思いますし、それが結果として里親家庭が困難を抱えた際にサポートにつながらずに孤立しているという印象も多いです。

家庭養護に関しては、外部サポートを前提とした養育の在り方へと転換していく必要があるかと思うのですけれども、具体的には心理職や医療と連携した行動面への対応であったりとか、さらに何よりも大事かと思うのが、緊急面のサポートとして24時間対応の訪問体制やレスパイト機能の確保であって、これらを単発の支援としてではなくて状況に応じて切れ目なく組み合わせていくことが大事かと思います。今後はこれらの個々の機関をつないで、点ではなくてチームによるサポートにつなげていくことが重要かと思います。

以上です。

○相澤委員長　どうもありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。養育里親について。

上鹿渡委員、どうぞ。

○上鹿渡委員　今、お聞きしながら考えていたのが、養育里親さんの支援のところで、先ほど里親支援センターなどフォーマルな機関がしっかり支援するという話と、学校や企業となど､もっと広いところでのインフォーマルな支援についてもお伝えしましたけれども、里親さん同士のピアでの支援も重要だと思いました。支援とも呼ばない、支えあい、補い合いのような支援のもっと前からできてしまうところがこのピアサポートのいいところで、もっと深いところもできるし、北川委員の麦の子会がまさにそういうことを実践されているのですけれども、ほかにもモッキンバードとか、既に取り組まれている方法とか、そういう正式なプログラムではなくても、場所によってはグループでやっています。里親会が各地にあって、そのような取り組みを担っていることも多いと思います。もうちょっと機動的というか、実際にこどもをしっかり見合えるというか、そういうものをつくっていくといいかと思います。

QPIというものが何回か出ていますけれども、長野県でのQPI実施の際に里親さんと児童相談所の方と里親支援センターでミーティングを実施したときに、里親さん側から、里親をグループ化してほしいとの意見が出ました。里親同士で一緒にこどもをみていけるよう

なグループをつくることで、その中でこどもがいつも一定の里親さんのところで行き来ができるような形、モッキンバードのイメージかと思うのですが、そこまでしっかりしたものでなくても、その本質的なところで同様のことができればという意見でした。こどもたちもいろいろな里親さんのところを行ったりきたりということではなくて、ある一定の枠の中で同じ里親さんのところに行けるということでいうと、このような方法が里親さん側からも出ていたりしましたので、こういう発想で、１つの支援の在り方ではなくて、いろいろなものを使いながらやるということが養育里親の今後の在り方として必要ではないかと思います。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

では、増沢委員。

○増沢委員　ありがとうございます。

先生方の御意見を聞かせていただいて、どれも本当に大切な必要な視点だと思って聞いておりました。何より難しいこどもの入所が増えている現状、それと里親さんが独りで孤軍奮闘している現状というところで、今、言ったチームであるとか、そういったシステムをつくっていくというのは必須条件なのだと思うのですけれども、それがないまま進めてきたということのかなり無理している状況、現状をきちんと分析する必要もあるのではないかと思います。かなり里親さんに無理をさせてきたところが、海外も同じような状況があるのかと。

だから、里親さん個人に全てお任せするような考え方では、孤立や抱え込みを進めてしまう危険があって、そうではなくて、チームでこどもを支えていく。そこには実親も招きながら一緒にみんなで協働して子どもの養育を行う。その中心に里親さんがいるというシステムに大きく変えないと、相当無理をさせてしまう。

懸念するのは、里親さんがもたなくなっていくということの危機感です。そうなっては絶対にならないので、今、御発言のあったような体制の充実は喫緊の課題ではないかと思います。それはもう待ったなしなのだと思うのです。でも、きっと多分そうはいってもなかなか変えていくには時間が必要でとなる。そうなると、今後もかなりしんどい状況が続いていくと。ただ、その点はきちんと現状分析しておくことが必要ではないでしょうか。

現状分析の１つは、こどもの重症化です。これは養育里親だけではなくて施設にも言えることで、本当に委託措置されるこどもが重症化している。その背景に何があるのかも検討する必要がある。この委員会は委託されたこどもが話の中心になるのだけれども、それまでの在宅支援も含めて重症化の背景を分析すべきと思います。しかも、社会的養護のこどもたちは世界から見ても本当に少ない割合ですね。既に難しいこどもを里親さんが担っていると。しかも、先ほどのように研修も充実していない状態の中で、しかもサポートも周りの協働者も乏しい状況の中で、これまでかなり無理をしてきたということが１つ大き

くある。

このままだと里親さんが潰れてしまうということも十分に考えられるわけで、その手当てですね。里親養育に限界が生じて措置解除で終わっていたのでは駄目で、傷ついた里親さんのケアもかなり真剣に考えていく必要があるということ、それとこどもです。それによって措置変更が生じてしまうことを、要するに措置先が変わっていくわけですね。そのところの手当ても十分に考えておかないといけない。措置変更は大きな喪失体験となり、日々の環境が大きく変わることのこどもへの心的ダメージは非常に大きいです。こうした移行期の支援をどうしていくのかも一方できちんと考えていくことが重要ではないかと思います。

僕からは以上です。

○相澤委員長　どうもありがとうございました。

ほか、よろしいですか。

では、星野委員。

○星野委員　星野です。

今日の趣旨を捉え間違えていたら申し訳ないのですけれども、里親さんについてのいろいろな角度からの議論をざっくりとということでよいのでしょうかね。増沢委員がおっしゃるようなことや皆さんがおっしゃることは僕も感じておりますが、こどもの立場というか医療の立場で申し上げると、それこそ本当に医療的な重度の障害を持つお子さん、行動的な障害ではなくて気管切開をしている子だとか、重心の方だとか、そういう方への措置先として乳児院は危険性が高いので、できれば里親さんにお願いしたいということが医療者の正直な本音です。

ただ、現状、それをお受けいただくのが非常に厳しいことも理解しています。これは手数の問題だけではなくて、覚悟というか、いつ何かあったら命に関わる状態が、ふだんは何でもないのだけれども、医療者がすれば何でもないのだけれども、素人の医療に関係していなかった方からすれば非常に怖いというか、もし管が抜けていて気づかなかったらどうしようとか、そのようなことを考えると受けられませんとおっしゃる里親さんは当然のことだとも思う一方で、結局は乳児院でも危ないとなると、非常に長期に病院に入院することになってしまう現状があるのも事実です。このような、それこそこの委員会がテーマにしているようなその子のニーズに合ったケアができるところとして、その子に対して個別的な関わりができるところが非常に望ましいけれども、なかなか難しい現状がある、そのような方をどう育成していくのかを検討いただければとは思います。ただ、この委員会の範囲を超えるのかもしれないですけれども、どのようなことでもということであれば１つ挙げました。

もう一つ、里親さんにお願いする中、様々な困難点はあるのですけれども、今、皆さんから出ていなかったこととして、実親さんとの関係性を結ぶことの大変さですね。協力体制が取れる実親さんの場合は、先ほど上鹿渡委員からも出たような様々な支援の展開の可

能性があるとは思うのですけれども、中には反社会的勢力の方とか、そういう方のお子さんが里親さんに行く場合、実親さんとの関係を取るのは非常に勇気の要る話でもありますし、実際に危険にさらされることもあり得る。そうなると、里親さんへの措置が望ましいと考えられても難しいということが生じているのが実態かと思います。施設だったら安全だというわけではないですが、組織対応できる安心感がありますので、そういうところで施設措置になっているケースもあり得る。この辺に対してどのようなことを考え、ケアできるかを議題として上げるべきではないかと思っています。

大きいことはこの２つですけれども、また別の点で増沢委員がおっしゃってくださったことと同じようなことを考えていたのですが、今、出てきたような意見を里親さんに全部といったら、そのようなことができる方は日本にどれぐらいいらっしゃるのか。今でもかなりいろいろなものを献身的に費やしてくださって、研修の時間なりなんなりも自分の私生活の一部をそこに傾けてくださって、それだけでも大変なことかとは思うのですけれども、そういう中でこのようなレベルの高いことをお願いする、専門里親とか養育里親とか関係なくそれなりのことをお願いするとなると、それが可能なおうちはどれぐらいあるのかと。

実際に僕が関わった方もそうなのですけれども、元施設職員だった方が里親をやるとうまくいくという感じはあって、それこそ施設職員時代がトレーニングみたいなものですかね。その経験を生かして、むしろ施設でできなかったときのことを生かしながら里親さんをやってくださる方はうまくいくという気はするのですけれども、それでも数は相当限られるだろうという気はしています。

ほか、日本全体の現状を見て、共働き家庭はむしろ全体の多数を占めており、ひとり親家庭も増えている中で、今、お話があったような里親さんをさらに増やす、しかもそこには実子さんがいないほうが望ましいということまでとなると、本当にどれぐらいの方ができるのかというのは考えなくてはいけないですし、調べてもいいのではないかというか、調査する必要、もしくはこちらがなってほしい里親さんの数を明確に割り出す必要もあるのかと思った次第です。

以上です。

○相澤委員長　どうもありがとうございました。

北川委員、お願いします。

○北川委員　北川です。

委員からの意見を聞いて、まず上鹿渡委員の研修に関してなのですけれども、継続研修は非常に大事で、当たり前といえば当たり前なのですけれども、今、逆に里親支援センターが例えば大都市だと何か所かできて、それぞればらばらの研修を出してきて、里親さんたちがどこに出ていいのか。最近、数がかなり多くなってきているのです。もう少しこの里親さんはこの研修を受けたほうがいいみたいなコーディネートをするというか、本当に出られる里親さんが決まっていて、いつも同じような里親さんがその研修に出ているとい

う実態があって、もう少し継続研修をかなりマストに近いものに年２回、例えば赤ちゃんの里親さんだったら赤ちゃんのことプラスアルファを学ぶことをマストにするとか、そのようにつくってはいるのだけれどもまだ合理的にシステム化できていないというところ、研修がないわけではないけれども体系立っていないというところが課題となっていると思います。

星野委員のおっしゃる医療的ケアのお子さんを受け入れたり、重症心身障害児を受け入れたりしている里親さんも若干いますけれども、医行為の問題があって、今の時点で里親が医療的ケアはできないということがありますので、なかなか難しいことだとは思いますが、そういうこどもたちにも家庭での育ちは必要だと思いますが、本当に皆さんがおっしゃるように、夜も喀たん吸引が必要だったりすると、レスパイトと一体化してこどもと里親さんを支えていかないとなかなか難しい状況ではありますが、そういう状況もつくっていく必要があるのかと思います。

もう一つ研修なのですけれども、里親さん自身が研修を担っていくというのが、当事者として研修を担っていく、実際にこどもを受け入れている里親さんが登録前研修を担ってこどもを受け入れるということは、家族関係が変わったり、いろいろなことが起きることも含めて、赤ちゃんのときにトラウマのある子だったら、おうちに来たときよりも例えばトイレに行けなくなったりとか、できないことが増えたりとか、甘えがすごく出てきたりとか、そういう実際の話をしていくような経験ある里親さんも一緒になって里親の研修をしていくということとか、本当にバディ制度のように上鹿渡委員がおっしゃった里親同士が何かあったら支援できるようにとか、そのようなことで、里親が支援される側という立ち位置だけではなくて、本当に児童相談所と里親支援センターと里親とパートナーシップでいろいろなこどものことを考えたり、情報もしっかりもらえるようにというのが、これからの養育里親の在り方かと思います。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございました。

ほか、よろしいですか。

渡辺委員、お願いいたします。

○渡辺委員　ありがとうございます。

今日まで何をどう言おうかとずっと悩んできていたのですけれども、少し皆さんの意見を聞いて、私も何とか言葉がまとまってきたので、発言をさせてもらえたらと思います。

先ほど､増沢委員がおっしゃっていた里親さんに無理をさせてきたという言葉に関して、私もすごく強く共感することがあります。すごくこれを満たして養育をしてもらおうとやっていこうとすると、現状、かなり無理をさせている、増沢委員のお言葉を借りるとしたら、無理をさせているのにもかかわらず、まだ何かお願いしようとしているように私は見えてしまっていて、里親さんがどんどん苦しくなっていってしまうのではないかとは感じています。

私は元里子でもありましたし、里親支援の団体でも働いていたときに、里親さんをリクルートするときは、皆さんここまで想定していないのです。それは里親さんになる方も自分の中で子育ても一段落したしとか、こんなに社会の中に困ったこどもがいるから里親さんになりたい、もっと専門的な養育をしたくて里親さんになりたいというよりも、既にある生活の中にプラスアルファ自分の中でできることがないかというところから入り口として立っているので、既に認識の乖離が起きているのです。ですから、最初は里親さんとして養育を始めてみて、だんだんと難しくなってきた、でも、もう後に戻れなくなってきたタイミングでやっと重さが分かってくるみたいな状態になっているので、そもそもすごくケアのニーズが高いお子さんをいきなり里親さんでお願いしますということ自体、かなり慎重になったほうがいいのではないかと私は思っています。

一方で、チーム養育の話など、よく話で出ていらっしゃったかと思うのですけれども、もう少し小さい単位の中で、里親さん自身がすごくこの人だったら信頼できるという人をたくさん開拓することと、物理的にも距離が近いというところと、実務的なサポートを受けられることそのものがチーム養育なのではないかと私は思っていて、里親さん自身の養育的な悩みを権限のない人に聞いてもらって､棚卸ししてもらう時間もすごく必要ですし、すごく激しいけんかが家庭の中で繰り広げられていたときに、誰か仲裁に本当に入って足を運んできてくれる人がいるだけでも変わるだろうと。

割と皆さん想像している研修という話が、座学の話がすごく多いのかと思うのですけれども、座学は恐らく皆さん十分やっていらっしゃっていて、そういう大きなけんかをするときは、その座学のとおりに皆さん頭が働いているかというと、それは一般家庭もそうだと思うのですけれども、働かないですね。そうなったときに、ファシリテーターのようにけんかを仲裁してくれるような人とか、この子にはこのようにこういう声かけをこの場ですれば入るのだなということを見せてくれる、それこそ専門職の方がいるだけでも、里親さんはこのように言う声かけは座学でいうここのことなのだとつながっていくと思うのです。ですから、もう少し実務的なサポートができないと、ケアのニーズの高いお子さんを養育しましょうとなったときには非常に難しいのではないかと思っています。

ですから、前段にも触れるのですけれども、里親さんはこの私たちの解像度の中で養育を始めようというところでいらっしゃる方は、先ほど星野委員の感覚もおっしゃっていたと思うのですけれども、施設職員の方が里親になるケースの話でしかない。本来の里親さん、多くの里親さんは、全然ここまで専門性が高い情報がインプットされていないので、そこの部分にもう一回立ち返っていただかないと、非常に里親さんに無理を強いて、里親制度がまた難しいものになってきてしまうのではないかと。せっかくすごく実感もあっていいもののはずなのに、ただこどもが傷ついてしまう、里親さんも傷ついてしまうということになってしまうのではないかと私はすごく感じて、危機感を覚えている状況です。

共同養育についてもすごく魅力的だとも思うし、自分がもしこどもを手放さなくてはいけないような立場になるかもしれないと考えたときに、でも、気持ち的にはこどものこと

は思っているしということになった場合、自分の代わりに誰か実動的に自分よりも上手な人に育ててもらえるというのは安心する一方で、自分がこどもだったときを振り返って立ち返ってみると、家族再統合支援のお話に触れることにもなるかと思うのですけれども、そのお子さんが自分の親御さんに対してどのように思っているのかがすごく鍵になるので、一概に全て共同養育がいいのではないかというところでどんどん進んでいくのも少し怖いと思っています。命からがらで逃げてきているお子さんは多くいらっしゃるので、そこの状況をもう少し慎重に考えるのが必要なのではないかとは思っている次第です。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございました。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、私も発言させていただけるということですので、発言させていただきます。今までの皆さん方からのいろいろな御意見については、もっともだと思います。それに付け加えるとすれば、里親による子育て支援から代替養育までの連続的な切れ目ない支援の提供ができるようになるのがいいかと個人的には思っています。

それはどういうことかというと、例えば子育て世帯訪問支援事業の訪問支援員みたいなものを里親さんもやっていただいて、これは研修にもつながりますし、未委託里親さんはいっぱいいらっしゃるので、そういう場があるといいのではないかと。

さらには、里親を家庭的保育の実施主体である保育ママですね。昔は昼間里親といって今の保育ママと同じような制度がありまして、そういった活用もあると思います。要支援の家庭の中には、例えば週３日ショートステイなどを定期的に断続的に活用することによって、分離せずに済むようなケースも当然一定数いるのではないかと思います。

このように、里親家庭でのショートステイによる支援を受けていたこどもが仮にその後代替養育として里親家庭に委託をすることになっても、これまでに生活経験のある里親家庭での生活であれば、連続的な移行支援であるために、こどもの不安は生活経験のない里親家庭に委託されるよりも軽減されます。さらに里親と保護者との関係も築いていくための家庭環境調整も図りやすくなるということもありますので、こどものいろいろなニーズに応えるためのシステム、類型を考えるならば、こういうことも考えてもいいのではないかということを付け加えさせていただきたいと思います。

ということで、大分時間がたちましたけれども、続きまして専門里親の役割についてどう考えるか、皆さんの御意見がございましたらぜひお願いしたいと思います。最初の意見の中にも出てきておりますけれども、いかがでしょうか。

星野委員、お願いします。

○星野委員　星野です。

皆さんの先ほどの議論を聞いていて、私自身が分からなくなってきたところもあって、多少問題提起的なのですけれども、専門里親と専門職里親は違うと思うのですが、変な仮想状態をお話ししますけれども、定員１の施設職員２の施設と、ずっとおうちにいる里親

家庭でその子の養育にしか当たらない里親家庭との違いはどこでしょうかね。専門、しかも定員１、職員２、職員関係は夫婦となった場合、これは違いがあるのでしょうか。お答えをいただきたいわけでもないのですけれども、考え方というか問題提起です。

違いがあるとすれば、その方の人生観だとか、文化だとか、そういうものを含んだ家族として委託された社会的養護のお子さんに関わるのと、その子にはその子なりの文化があって、そこを一旦受け止めるところとして施設のような環境はあるというところの違いはあるのかと。ただ、もちろんこれは境界が明瞭なわけではなくて、だんだん色味が混ざっていくところなのだとは思うのですけれども、さっきのお話をずっと聞いていて、我々が求めているのは、本当にその家族の文化や背景を大事にした里親さんというよりも、施設職員のような役割を果たしてくださる養育者なのかもしれないと思って、でも、そうだとすると、ここで求めているものというか、里親さんにお願いしたいことが、そもそも里親さんのさっき渡辺委員からもあったリクルートの段階からのミスマッチに大きく影響することかもしれないと思った次第です。

専門里親さんはよりそこに近づく方というか、それこそ施設職員さんのような専門性を持った里親さんが僕のイメージではありますが、求めるものをどこに置いているかを皆さんで共有できないと議論がかみ合わないかもしれないと感じて、発言させていただきました。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございます。

○小松課長　家庭福祉課長の小松です。

星野委員がおっしゃった話と、今、私が話すことは同じことではないかと思いますが、違ったら教えてください。里親制度、特に養育里親については、これまでも職業里親という概念をどう捉えるかという議論はあったと承知しています。それを否定的に捉える方々は、家庭というものは何かということに重きを置いておられていて、つまり養育というものを専門職としてのなりわいと捉えるべきではないという考え方に基づいていると私は理解をしています。

もう一つ、この職業里親を肯定的に捉える方々がどういう言い方をされるかというと、家庭養護の最も重要な要素は愛着形成であると。つまり、施設職員のようにローテーションで養育者が替わることなく養育者が固定された里親でいえば御夫婦、日中はこのお二人が仕事に行っていて保育所にこどもが日中通っていたとしても、夜、その里親家庭に帰ってくれば養育者がちゃんといると。これによって愛着が形成されるということに重きを捉えると、むしろ職業里親ももうずっとそれをなりわいにして、お二人がずっとその子の養育に携われるということであれば、一般的な家庭ではないけれども、家庭養護による愛着形成が期待できるのではないかと。

その概念は今もって決着はついていないと私は理解しているのですけれども、恐らく先ほど星野委員がおっしゃった家族、文化、その辺りは家庭をどう捉えるかということと同

じなのかと思っております。
○星野委員　ありがとうございます。
　職業里親さんのお話とほぼ同意義ですが、これは僕のこだわりですけれども、家庭と家族という言葉は日本語においては分けたいと思っておりまして、家庭というのは場所をイメージする言葉で、家族というのは人間関係をイメージする言葉かと僕の中では区別をしています。過去の議論にあった家庭という言葉を使われたのであれば、僕がそう区別しているだけですので、それはそれでもちろん尊重いたします。ただ、家族といったほうが、人と人との間でつくり上げた文化や、それこそ家族の中ではうちではこうしているというものや、よく言われる両親が外に働きに行き、そのお金でもってあなたを育てているという家族構造の基本形態を重視するのか、それともあなたに対応することを重視するのか、またこれがこどものニーズによって変わってもいいのかもしれないのですけれども、そのようなことを見据える必要があるのかと思った次第ですし、里親さんにどうあってほしいかを議論する上では今のことは欠かせないのではないかと感じております。課長によりクリアにお話しいただいて、ありがとうございます。
○相澤委員長　ありがとうございます。
　ほか、専門里親についていかがでしょうか。
　上鹿渡委員、どうぞ。
○上鹿渡委員
また資料で御説明します。資料２の２ページのところです。今日、山口参考人からも基本的なニーズと特別なケアニーズと両方必ずどの里親でも満たすべきだという話があったと思いますけれども、先ほど示した養育里親は特別なケアニーズがもちろん重なってはくるので、どちらかだけというわけではないのですが、より特別なケアニーズが大きくなったり、複雑になっているこどもで、先ほど申し上げた養育里親のケア水準を上げたり、支援を増やしたりしても対応が難しい場合に、そのこどもたちの委託先を考える必要があります。これが施設になってくるとか、ファミリーホームとか、いろいろな形が今後また考えられますし、今はない全く別の形もあり得ると思うのですけれども、そういう場合の話です。
　専門里親の実態がどのようになっているかは参考資料２、参考資料３にあります。これは専門里親研修を２年間早稲田で受けた中で、委託される自治体へのアンケート調査と、実際に受けている、認定でこれから専門里親になろうとする里親さんたちと、これまで専門里親登録していて更新される里親さんにお話をうかがっています。専門里親研修の意義とか、意味合いとか、この制度をどう考えるかをお聞きしたものです。目新しいことではなくてこれまでも言われていたことが、やはりそうなのだという結果が改めて示されています。そこに書いてあることを読み上げる感じになりますけれども、自治体からも専門里親からも専門里親制度の見直しの必要性が示されております。
　次の３ページ、参考資料１、参考資料２、参考資料３というのは私の中の参考資料で、

それぞれの結果が示されています。参考資料１は専門里親ではなくて一般の方々に里親になるとしたら、どういうことが必要かを確認したものです。これも若い人で実は里親になりたいと思っている方が多かったり、友人や親族の子どもを対象とする場合のほうが、里親になりたいという人が多く、実際の里親になっている方々の年齢層や里親類型とずれていることがわかります。里親になりたいと思っている人が、そうなれていない現状があって、それをどうしたらいいか、養育里親さんで主に考えるべき課題が示されていると思います。

参考資料２の自治体調査です。専門里親の見直しの必要性があると思うかという設問に「ある」という回答が７割に上っているということで、具体的な見直すべき内容としては、こどもの状態に応じた被虐待加算等、専門里親に委託するこどもについての適用基準の見直し等が挙げられています。これは先ほどから出ているように養育里親さんに同じようなこどもを委託しており、どういう子を養育里親さんに委託して、専門里親にはどこからなのかというところで、里親さんへの手当が変わるなどいろいろなところで委託する側からしてもそこの線引きがなくて非常に分かりにくいという話がよく出てきています。委託期間、体制、その辺りの整理が必要だろうということです。

実際に自治体によっては、もう専門里親を増やさないという方向で特に認定研修を委託されない場合もあったり、逆にこれから増やさねばというところで研修を委託される場合もあります。専門里親の実態が明確に分からない中でかもしれませんが、制度としては専門里親があるので、それをしっかり活用できればということかもしれません。自治体としても様々な理解があって、現場も混乱していて、里親委託率が上がり、こどもが養育里親さんに委託されることが増えて、先ほどから出ているこれ以上里親さんに無理をさせられないという中で、専門里親の役割に期待されるところですが、実態としては専門里親に認定されても難しさがあります。

資料３が、実際に研修を受けた方々、もともと里親で専門里親に認定されるための研修を受けたり、更新されている方々を対象とした調査結果です。更新研修の中では、約６割の受講者が専門里親制度を見直す必要があるという答えになっておりました。専門里親として受託経験を尋ねた質問、これは更新研修ですので、専門里親としての期間があった方々ですけれども、その中で受託経験のない方が35％いるということで、未委託里親の課題もありますけれども、さらに専門里親になるためにかなりの熱意と時間を費やして、何とかこどもをケアしたいと思ってくださっている方々なのですけれども、このくらいの委託率になっているということで、これも課題として挙げられているところです。

あとは専門里親の対象となるようなこどもを養育里親でも受託しているということがあったり、里親さんの側からもその線引きが非常に曖昧で分からないということで、実際に委託を受けにくいという状況が明らかになりました。ですから、先ほど示したように養育里親が専門里親で想定していたこどもしっかり受けられるように研修やサポートを強化しながら、そのような養育里親でも対応が難しいこども、その特別なニーズをしっかり満た

せるような里親養育としては随分大きな変更が必要で、すでに言われている職業里親や専門職里親が対応するということも考えたほうがいいのではないかと思っています。

また、医療が必要なこどもについて、看護師等医療専門職の方が専門職里親として受けられるような体制をつくることで、医療や乳児院で受けるよりも、予算的にもそこまでかからず、個別対応を増やすことを実現できるかもしれないとも思います。

それと、専門職里親にしても、支援の体制、先ほどから話に出ているピアも必要だと思いますし、里親支援センターとして、養育里親の里親支援センターにとどまらず、さらに特化した専門職による支援が必要になると思います。例えば母子訪問看護に協働してもらう体制をつくるとか、そうなると、小児科など医師もそのチームに入って、そのこどもについて訪問看護を通してその情報を随時受けるような体制の中で子どもをケアしていく形がつくれるかもしれません。

以前にも示しましたが、例えば心理治療施設の通所機能を併用するとか、障害児入所施設も今後どのようになっていくかその在り方が検討されているところですけれども、そのようなところとどのように一緒にやっていくのか。大きな制度を変えなくてもこれまでの制度でもいろいろ組み合わせることで、今、結構大変になっている状態の里親さんを支援する方法、過渡期の支援のあり方を考えられるのではないかと思います。まずはすぐにでも改善できるようなやり方が幾つもあるのではないかと思います。それをやりながら、本来こういう形になっていくべきというか、一番よい形でできそうな形を考えていくことが必要だと思っております。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございました。

北川委員、どうぞ。

○北川委員　私も専門里親なのですけれども、専門里親研修を受けるというところで、自治体から年間１人とか２人とか選ばれて、当時は愛育研究所で２日間勉強して専門里親になれたわけですけれども、今までのこどもたちが障害のあるこどもたちですけれども、ずっと変わらず、研修を受けたら突然専門里親になれるのが今の実態です。そこで相澤委員長などにもお会いして、いろいろな方々から学ぶことができた豊かさというか、全国的に札幌から出ていってよかったのですけれども、同じ養育をしているのに受けたら突然専門里親になれるということと、でも、実態は、今の札幌市里親会の役員の方々のお子さんの半分以上は児童発達支援や放課後デイを使っている発達障害の子ですが、専門里親ではないのです。だから、この専門里親の在り方が現状に合わなくなってきている。制度をつくったときはあまりそういうこどもたちが養育里親さんに委託されていなくて、それでよかったかもしれないのですけれども、専門里親制度ができて、もう少し専門里親制度というものの方向性を定めていく時期に来ているのではないかと思いました。

先ほどもお伝えしたフランスで、420時間は全部対面なのです。そこで対面だけではなくて、100時間受けたらこどもを受け入れられるので、その後の420時間は２年間で対面でや

るのですけれども、そのときに実践分析をやってもらったり、自分の実践を発表したり、月１回それも結構マストになっていて、この話を聞いた日本の児童養護施設の職員が、こちらの里親さんが児童養護施設の職員よりもすごく勉強しているというお話をしていました。

実際、受けた里親さんに私は大変ではないのですかと聞いたら、その方は夫婦でやっていて、お父さんだけが里親だったのですけれども、初めは里親は愛があってそれを手伝いたいという気持ちがあればできると思っていたけれども、この研修を受けることで児童保護の世界観は違うのだということが分かったと。そして、児童保護のこどもたち、いろいろなこどもたち、文化や育ちが違うこどもたちを受け入れるための自覚をする時間だったと。そのときに、この研修を受けて、自分のこどもへの愛と使命感、向こうは職業なのですけれども、国家資格でテストもあって職業的な使命感がつながったときに、本当に里親をやってよかったと思えたということで､この研修でこどもの受入れの在り方を学んだと。もちろん知識も学んだと思うのですけれども、そのお父さんは知識ではない大切な人としての在り方みたいなものを学んだみたいなことをおっしゃっていました。

だから、職業里親であっても、そういう児童保護のこどもをどのように育てていくかという価値や専門性、在り方、そういうことをこういう対面の研修でみんなで連携しながらいろいろな人とパートナーシップを、自分、自分ということではなくてパートナーシップを取っていくことも１つの研修らしいのです。そういうことをトータルに学んで、家庭にこどもを受け入れて育てるという難しいことをやっていけるのだと思います。

だから、専門里親はそれぐらい、こんなにたくさん研修はつらいですけれども、このぐらいの質的なものがあって、本当に社会に重要なことをやっているので、社会的に根づいていくというか、重要なことをやっているのだという地位を保っていくような、里親は本当に大事なことをやっているのだということを保っていくような在り方が、今後の専門里親、専門職里親に求められている姿だと思います。

○相澤委員長　ありがとうございました。

増沢委員、お願いします。

○増沢委員　ありがとうございます。

僕はずっと思っていることがあって、専門里親の専門とは何なのかということです。これはちゃんと明文化できる人はどれだけおられるのかということを思うのです。今、北川委員がおっしゃったように、専門性は何も知識がある人だけではなくて、資質とか、在り方とか、価値観とか、必要な知識も当然あるし、求められるある一定の養育技術も必要です。そういったことがちゃんと検討、整理されて、これが専門性ですということがちゃんと明確になっているかというと、全然なっていないのではないかと思うのです。一定の研修を受ければ専門里親ですよと決めているにすぎない。

だから、それで専門性と言えるのかということがあって、今、北川委員がおっしゃった職業として資格を持って、それだけの研修があってという点について、これまで、ソーシ

ャルワーカーの認定資格の際にも、資質、知識、技術などといった側面からかなり踏み込んで検討しました。求められる役割や専門性は何か明確にし切るというのはとても難しいし、時代の変化とともに変えていくものなのだけれども、一定それを分析、整理した上で、だったらこういう研修がこれだけの時間が要るねという、そういう話になるのだと思うのです。

世の中、いろいろな専門の人がいる。学校の先生もそうだし、お医者さんもそうだし、それは求められる専門性が明確にされて、それにかなった教育や養成を実習等々も含めて実施し、試験等を経て資格を認める、承認するという形の流れがあるのだと思うのですけれども、専門里親さんはそうなっていないですね。だから、抜本的にそういうところから議論を始めないと、中途半端な専門里親になれば、中途半端な運用になるだけなので、それはまた専門里親さんにとってとても迷惑な話になってしまうのを懸念します。ですから、まずその専門性は何なのかの整理をすることが必要だと思います。

そうでないと、先ほど渡辺委員がおっしゃったように、専門里親の研修を受けたから、もう専門家だから社会的養育のこどもを担えると。それで実際に始めてみれば大変な状況にあって、分からないことがいっぱい起きる、それで立ち行かなくなるということを繰り返しては絶対いけないと思うのです。そういうことがまず１点です。これは専門里親の専門性ということについての意見です。

次に、職業里親の職業というところで、僕はずっとここも考えているところがあって、先ほど星野委員が家族というお話をされて、インフォーマルな情緒的な結びつきを家族と僕は思っています。職場というのはある目的を達成するためにフォーマルな人間関係を形成して、それに向かって協働していくと。だから、インフォーマルとフォーマルという、非常にそこら辺には違いがあると思うのです。

施設もこの点が非常に矛盾がある形で求められておる。施設は家庭的養育を推進しましょうと求められています。

でも、一方で、職場なのです。給料をもらってみんな働いている。今、労働改革、労働基準がどうであるとかということが施設の場に入ってくる。そうすると、働き方をどうするということと、その中で家庭的なインフォーマルな関係性や暮らしをどうつくっていくのかのダブルバイト的要請に応えなくてはならない。実際両者がぶつかり合う場面はいっぱいあって、仕事として割り切っている職員さんは、こどもが求めているような場面であっても、時間が来たら帰りますということが起きたりする。

それはおかしな話だし、でも、もし養育ということを職業と考えるのならば、その職種の特殊性に応じた労働の在り方、労働基準の在り方、そういうことを本来ならば議論していかなくてはいけないけれども、今のいろいろな職場改革であるとか、労働基準であるとかというのは、こういう養育ということをなりわいにするような世界を想定してできているわけではないので、職業里親といったときに、この手の混乱は物すごく起きるのではないかということを懸念します。里親というインフォーマルな家族関係の中で、職業として

雇用される。そこには雇用主がいて、労働基準があってという話になってきたときに、どういう問題がそこで生じるのかを考えながら進めないと、大変になるのかと。

そしてまた、そういうものをこどもがどう見ているかなのですね。よく施設で言われるのは､先生たちは給料をもらっているでしょう､だからこうやって話を聞くのでしょうと、そうではない気持ちで向かっていたとしても、そういう見方をされてしまうことも多々起きるし、インフォーマルな関係性を大切にしながら、フォーマルな職場というものをどう結びつけていくのか、どう統合するのかは物すごく難しい課題のように思って、そういったところも、先ほどの専門性もそうですけれども、きちんと議論をした上で進めていく。安易に進めていくということは、いろいろな大変なことが起きるのではないかということを懸念するという意見です。

以上です。

○相澤委員長　どうもありがとうございます。

ほか、いかがですか。よろしいですか。専門里親について。

では、私からも、増沢委員が言ったような労働条件ということはとても大事だと思います。私は国立の児童自立支援施設で小舎夫婦制というシステムで、ある意味では労働条件からすると良いとは言えない条件の中でやっていたように自分では思っています。でも、こういう形態でやれるという働き方もあると私は思っていまして、先生は給料をもらっているねという言葉、私の経験の範囲ですが、我々が、自分がやっていた小舎夫婦制の職員に対して給料をもらっているねと言うこどもは、正直あまりいなかったですね。先生、大変ですねと言ってくれたこどものほうが多かったという記憶が私の中にはあります。

こどもの多様なニーズにきちんと応えていくということを考えたときに、いかにこどものニーズに合わせるような形態をつくって、類型をつくって、しかも労働条件みたいなそういう労働者としての要件も考えながら、その折り合いを上手にどうつけていくかというところで、里親の職業化については私は考えていくことがとても大事なのではないかと思います。どうして国立武蔵野学院やきぬ川学院が小舎夫婦制を維持してきたかというと、そういう形態でないとなかなかこどもの高いケアニーズに十分に応え切れないような面があったから、ずっとこの形態を維持してきたわけです。そういう意味で、里親の職業化についても検討は進めるべきかと個人的には思います。これは私の個人的な意見です。

ほか、いかがでしょうか。

上鹿渡委員、どうぞ。

○上鹿渡委員　ありがとうございます。

この職業里親という呼び方がいいかどうか分からなくて、それは増沢委員も言ったように、こどもからしたら職業里親なのですという形で示されると、家庭養護といいながらということで、物すごく違和感があると思うのです。でも、専門職の人が里親になっていて家庭養護というのは、そんなにずれないかもしれない。お母さんが看護師さんで自分のこどもをよく見ているとか、それは十分あり得ることですし、でも、かなり大本の話も今日

は出ているので、そこも考えながら進めなければならないところだと思いながら、実際は今、かなり無理がかかっていて、里親委託率もここから４年間でさらに上がっていくというところで、不調は増えると思うのですが、ちゃんと乗り越えられるかどうかが大事なところで、不調で措置解除、委託解除になってしまうというところをどうにかしなくてはならないというときに、今日言っているような専門里親や専門職の里親さんをどのように導入していくかということは本当に早めに考えながら、養育里親さんの持てる範囲も広げたり、深くしたりしながらなのですけれども、考えていく必要があるかと思います。

今日、出ていたように、里親の下にいるこどもの視点は本当に大事にしながら、言い方や制度自体もですけれども、伝え方もしっかり考えながら進めることだと思って聞いておりました。ありがとうございます。

○相澤委員長　ありがとうございます。

北川委員、どうぞ。

○北川委員　私は職業化に関しては慎重に考えていますが、職業化でもいいと思っているのですけれども、それは今の制度から見た職業というと、お金をもらって里親をやるのみたいな、そのように思われるかもしれないのですけれども、実際にフランスの里親さんたちが職業としてプライドを持って一生懸命里子を大事にして、里子の意見を聞いたり、システムとして整っている姿を見ると、別に職業であることがボランティア精神ではないからあまりよくないみたいな、そのようには全然見えなかったのです。

ただ、日本の中では職業化がいいか悪いかは別として、里親が児童保護という大事な役割を果たしているのにボランティアでしょうとか、あまり里親は信用できないねとか、預け先にはちょっととか、インフォーマルとフォーマルの間の中でフォーマルなことをやっているのにインフォーマルでしょうという社会的地位というのですか、それが非常にいいように扱われているというか、すごく曖昧だということがあって、里親をやるということがどういうことなのかが、本当に社会的な重要なことをやっているにもかかわらず、あまり認められていない。

だから増えないのかとか、もうちょっと里親というものが大事な役割をやっているのだという社会的に考える必要があります。里親手当のことも含めて、例えば職業ではないけれども２人ぐらい受け入れたらちゃんとシングルマザーでも養育に専念できるとか、そのぐらいの里親手当にするとか、手当云々ということが出てくるのだけれども、その前にインフォーマルというところに置かれたつらさというのかな。でも、社会的には見なさいよと言われ、虐待があったら剝奪される、欠格事由にされる、社会的にかなりバッシングというか、つらいプレッシャーを受けるわけですね。だから、もうちょっと守られて、かつ社会的に大事なことをやっているのだというような仕組みにしていくことが里親・家庭養護のこれからなのではないかと思います。

里親の側もそれだけの意識を持たないといけないし、社会的にもそういう里親をどのように、増沢委員がおっしゃっていましたけれども、どのようなものが専門性なのか、何を

里親に求めていくのかということの根本的な話合いが今だと思うのですけれども、だからこういう会を開いていただいていいのですけれども、里親は我慢しているというのかな。もっとその中でこどもたちが、要するに、半分個人の思いで育てているわけですから、こどもも意見を言えなかったりするところもあるかもしれないし、いろいろなゆがみは出ている立場だと思うので、ここでぜひ里親の在り方を全国のいろいろな見識の深い人たちや当事者の方の意見を聞きながら構築していくところに来ているのではないかと思います。

○相澤委員長　ありがとうございました。

増沢委員、どうぞ。

○増沢委員　誤解されてほしくないというところで意見するのですけれども、僕は職業里親とか、なりわいにして養育をしていくことに反対しているわけでは全くなくて、こういうことは仕事としてどうあるべきかを議論してほしいということなのです。今の労働改革の流れとか、就業規則が施設に入ってくるのは、そういったことを想定していない、こういう仕事があることを想定しない中での労働基準などが一方的に入ってくるだけなのです。一般的な社会では会社に勤めてというのが圧倒的多数派なので、そこで労働改革などの議論がなされることには重要な意味がある。しかしこのことがインフォーマルな生活を提供する職場にも入ってきたときに誰もその点を検討、調整していないということなのです。そこで、家庭的養育を目指すはずの職場でこの点が検討、調整されないままに混乱を呼んでいるということが実態としてあることをまず認識してほしい、その上で職業里親を検討してほしいということです。その整理がないままその形だけ進めると、さっき言ったような混乱が起きてくるということです。

それと、僕はとても意義がある仕事をしているのが社会的養護に携わる養育者だと、本当にそれは心から思っています。しかし、そのためには社会がそれを認めるかどうかは、こういう意義ある仕事であるということの理解を社会に求めていくことが大事で、専門性とは何かという議論、そういったことをきちんとして言葉にしていくこと、外から見たときにも養育者はこれだけの専門的な知見と素養とこういうことを持っているものなのだということを周りも理解していくということなのです。それが曖昧なまま進めていくから、ボランタリーな方たちがやっているのねくらいの話だけで進んでしまう。

実は、認定ソーシャルワーカーもこういった専門性は何かというところを明確にして、必要なカリキュラムであるとかプログラム、そしてキャリアラダーをつくっていくことを提案しています。イギリスのPCFという専門性の人材育成の体系があって、それはソーシャルワーカーの当事者がどういう新人時代を経て中堅、ベテランと育成のキャリアを上げていくかというイメージがきちんと明確になることと、それだけではなくて、社会がそれを知って、ソーシャルワーカーはこれだけの専門性を培った人たちなのだ、だから信用できるねという、そういったことの意味はすごく大きいのです。乳児院や児童養護施設の協議会では育成体系ということの検討を行っています。これは５～６年前からそういった体系をつくり、さらに検討を進めているわけですけれども、同じようにここの専門里親もそう

いったものをつくっていくことがすごく大事ではないかと。それは北川委員がおっしゃったように、今からでも始められる話だと、そのように思います。

以上です。

○相澤委員長　増沢委員の意図はよく分かります。ありがとうございます。

星野委員。

○星野委員　北川委員や増沢委員の御意見を含めてですけれども、初めに専門里親のお話の冒頭にお話ししたことで、インフォーマルという言葉で増沢委員がまとめてくださったのはとてもしっくりきて分かりやすかったです。

北川委員のお話を聞きながら、これも北川委員がそう思っているということではないのは十分承知の上でお話しするのですが、僕はむしろインフォーマルなものの価値を言語化してちゃんと世に伝えなくてはいけないというか、それが委員会としての役割なのではないかとは思っていて、施設より里親さんを増やしていきましょうという期待のところには、そのインフォーマルなものを求めたところがあったはずなのですけれども、前半の議論ではそうではないもの、フォーマルな形でのいろいろな知識や研修みたいなものが非常に強調されたかという思いもあったので、どっちも両方大事なのだと思うのですが、インフォーマルなものをちゃんと言語化していく作業をしないといけないかと思っております。

相澤委員長がおっしゃっていた国立武蔵野学院で私も一緒にいろいろな事例を経験させていただきましたけれども、夫婦小舎制を伝統的にずっとやっていらっしゃる中で、様々な過去の先達の文献を拝見しました。とてもそこにあるものは価値あるものですが、個人の思いに偏り過ぎているものが多いかと思っていて、中を知っている人にとってはとても共感できるのだけれども、世の人に伝えるというのはとても難しいところで、この作業をいろいろな専門職なり現に里親さんをされている方なりでまとめて、インフォーマルなものの価値がどこにあるのかを伝える必要があるだろうと考えた次第です。

もう一点ですが、増沢委員のお話を聞いていて感じたことですけれども、代替養育だけが大変なのではないというのが一般的な家庭のお子さんを児童精神科医として診る者の立場として考えていることで、日々の養育において一般家庭と代替養育を分けることもあまり僕はしたくないのですけれども、あえて言えば、一般家庭において養育していくこと自体が非常に大変ですし、難しい世の中だと思っています。むしろ代替養育の方々が養育はこうあるべきというものを世に発信できることで、日本社会の養育の在り方を変えていくというぐらいのところに来ているというか、そういう発想でないといけないというか、一般家庭における養育はどうあるべきなのかもかなり混乱しているし、複雑になっていて、多様化ということもあるのでしょうけれども、この辺りに対しての指針が必要になっていると感じています。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございました。

それでは、時間が少しなくなってきましたので、続いてケアニーズの高いこどもの養育

をするための養育里親に必要となる技術をどう考えるかというところで、インフォーマルの話が出ましたので、そこに移りたいと思いますが、どのようにインフォーマルなそういうものをきちんと養成していくのかについて御意見をいただければ幸いです。いかがでしょうか。

北川委員、いかがですか。

○北川委員　技術というか、こどもにケアニーズがあって、いろいろな行動化をしたりしたときに、なぜその行動が起きて、こどもは一生懸命生きている中でのSOSというか、そういうところだと思うので、里親さんの中にはこどもが悪いというか、そういう教育を受けてきたからだと思うのだけれども、そういうしつけをしなくてはいけないと言う方がいることもあるので､そうではなくて､何でこういう行動に至ったのかというヒストリーとか、ストーリーとか、里子の気持ちに近づくというか、理解するというか、そういうことをしていくことが大事だし、そのために少しこっちの価値観を押しつけないで、敏感さ、こどものシグナルを捉えられるようなことが必要だと思います。

実際、受け止めて肯定的に関わっても、なかなかこどもを理解しようと思っても難しい場面はいっぱいあるので､そういうときは里親の技術というのか分からないですけれども、助けを求める技術はある意味で専門性なのかと思います。予防の段階とか、里子に攻撃されたときなども、改めてこどものことを受け入れるまでの時間に助けを求めて、自分の話をして、ネガティブな気持ちをポジティブなものに変えて、そしてまた里子に出会って、里子を理解しようとしたりとか、実際の養育場面ではこどもを理解する気持ちと、敏感さと、でも大変なときは助けを求める、そのような技術、それも技術だと思うのですけれども、必要かと思います。

よろしいでしょうか。

○相澤委員長　ありがとうございます。

増沢委員、お願いします。

○増沢委員　この議論こそが深めていく大切な議論であるわけで、そう簡単にすぐにぽっと意見として言って、それで終わりですとはならないものだと思うのです。今、北川委員がおっしゃったことは本当に全て大事な意見ですし、いかにこどもを正しく理解するか、そのために必要な知見は何なのか、そのために必要な経験は何なのか、そのために必要な姿勢は何なのか、価値観は何なのか。

そして、こどもを正しく理解するというのは物すごく難しい話なので、そこには仮説を立てて、実践し評価して、仮説を見直すといった内省的な実践をしながら、より正しい理解へと進めていく過程を子どもと家族と一緒に、そして支援チームでそれを共有、検討していく過程が重要です。つまりカンファレンスであったり、相談し合ったりとか、いろいろなことがそこにはあると思うのですけれども、そういった展開が普通になるような基盤が必要です。

正しく理解するためには、きちんとこどもに共感的に話を聞く姿勢も一定の姿勢とスキ

ルとしては持っていなければいけないし、とにかく間違ってはいけないのは、いけない行動をしているから悪い子だと一方的に責めて関係がこじれていくという、このネガティブな関係性が拡大していくことだけは絶対に防がなければいけないのだけれども、実際はそれがよくありがちな方向であると。そこをどう防いで、より正しく理解してポジティブな展開へとつなげていくかというのは、物すごく難しい作業なのです。このことは今、ここで一言では言えない話で、そこを十分に検討して専門性は何なのかというところを、資質や価値観やという軸と、知識として何が必要なのかという軸と、そして一定のスキルとして何ができるのかというところを検討、整理していくことがとても大事で、そこに時間をかけて明確にしていくことが作業として必要なのではないかと思いました。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございます。

上鹿渡委員。

○上鹿渡委員　ありがとうございます。

今、出されていたような根本的なところを考えることも大事なことで、これまであまりそのような機会がなかったので、必要だと思います。同時に、具体的に何をしたら変わっていくのかということも、実際にこどもがいる里親さんがいっぱいいて、目いっぱいになっている中で、今どうするのかということも同時に進めていかなければならないと常に思っているところです。

今回、山口参考人が提出してくださった資料の２のあたりですね。ページだと２や３にかなり具体的に整理されていて、最初に読んだときにとても大事なこと、具体的に学ぶものや実行するというところで整理していただいて、皆さんでその根本にある考え方などを検討し、そこから戻るとさらに具体的に必要なものが何かなど出てくるのではないかと思って聞いておりました。

最初にも示しましたが、フォスタリングチェンジプログラムというイギリスのプログラムを日本に導入して、広めています。12セッションあるのですけれども、スキルを毎回２つ、３つ身につけていきます。具体的にこどものことで困っている里親さんが、一番困っているのはこどもなのですけれども、こどもが困らないようになるためのいろいろなスキルを学ぶプログラムです。前半はスキルを学ぶのですけれども、そのスキルを使うとこどもとの関係がよくなるということばかりが並んでいます。大事なのは、やり方や具体的にこどもへの対応の仕方を身につけるということなのですけれども、その大前提は、こどもとの関係がよくなることです。安定した関係をつくるということが一番に考えられています。ですから、学んでいくというか、新しいスキルを身につけていくにしても、そういう発想というか、根本的な考え方をどうするかということで、学び方が変わったり、順番が変わったり、使い方も変わってくるところかと思いますので、大事なところをこれからの日本の里親養育の中でどこに置くのかということと、具体的にやっていく内容、学んでもらったり、身につけていただくことを両方考えながら進めていけるといいなと思いました。

以上です。
○相澤委員長　ありがとうございます。
星野委員、どうぞ。
○星野委員　増沢委員がおっしゃったように、一言で終わらせるべきではない話であるのは前提だという下で、限られた時間で自分が一番大事だと思うことを一言だけと思ってお話しするのですけれども、これは私の臨床観でもあるという感じですが、こどもが安心する方向に向かっていく関わりが正解であろうと思っています。これがスキルだとか、その方の個性だとか、価値観だとか、養育者の方がされていることが必ずしも教科書的でないにしても、いろいろな相性や状況や環境設定で、結果、こどもがそこにいることが一番安心なのだということが確認できれば、それが正解だと思って臨床をしています。
この辺の確認は、それこそこどもの基本的なニーズに対しての反応、食事や睡眠や排せつ状況、また自分に対してのセルフケアの度合いとか、そういうものと、私が描く何週間後もしくは何か月後の状況が予想どおりに展開しているとき、まあまあいい方向かと思って評価をしています。もちろんそこにはそれなりの専門性が必要になってくるといえば、また議論が堂々巡りになってくるかもしれませんが、１つの軸としていろいろな価値観がある中、こどもが安心する方向に向かっているという一言であれば、いろいろな価値観のある人同士でも共有ができそうだと思っている点でもあります。
さっきお話ししたインフォーマルの部分に関しては、本当に様々な方がいて、様々な人生経験をお持ちで、その方なりの生活スキルがあって、それがうまくこどもとマッチングするかどうかが一番重要であって、正しい１つの方法に集約していくとか、そのようなことを考えると、むしろインフォーマルな価値を潰してしまうとも思うので、そこら辺は注意が必要かと思ってお話しさせていただきました。
以上です。
○相澤委員長　ありがとうございます。
渡辺委員。どうぞ。
○渡辺委員　先ほど、ほかの方もおっしゃっていましたけれども、どういう人がいいのかというのは私も一概には今は整理し切れていないので、表現がすごく拙くて申し訳ないのですけれども、今、自分の中で感じているところは大きく３つあるかと思っていて、主に全て精神性に関わるところかと思っています。
１つは、まずお子さんの実親さんのことを尊重できるコミュニケーションが取れるのかというところは大きいかと。里親さんと実親さんという関係性そのものが敵対関係になりやすいので、里親さん自身が実親さんのことを尊重できる、お子さんにとってのルーツになるので、そこを尊重できるというところが１つ大事なのかと。
あと、御自身の痛みに対してどれだけ客観的な語りができるのか。御自身の人生で絶対に皆さん100％すばらしい養育の下で育ってきているわけではないと思いますし、その家庭以外のところでもたくさんの痛みを抱えながら社会の中で生活していて、こどもを養育

しよう、育てようと思っていらっしゃる方、もちろんソーシャルワーカーの方も含めてだと思いますけれども、御自身の痛みに対して、どれだけ御自身の中で整理ができているのかというところがあるかないかだけでも、要は自己覚知に値するかと思うのですが、そこの部分が御自身の中で体得できているのかというところかと思っています。

最後の部分なのですけれども、御自身の養育に関して客観的に捉えて、御自身で資源を開拓するアクションが起こせる方は、私が今まで出会ってきたすごくすてきだと思える里親さんとか、すてきな関係性を里子さんと築いていらっしゃるという里親さんにすごく共通する３項目だと思っていて、そこの部分が里親さんの中でどこまでの部分ができるのかできないのかが見えるだけでも、サポートするべきフォスタリング機関や里親支援センターの方々の支援の内容も変わってくるのではないかと思っています。

一方で、科学的な根拠では何でもなくて、私もすごく思いや経験則に基づくものになるので、しっかりと調べていただく必要はあるかと思うのですけれども、私の中で感じているところは大きく分けて３点かと。一方で、皆さんともっと議論もしたいと思っている次第です。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございました。

そろそろ時間ですけれども、いかがでしょうか。

○渡辺委員　さっきの専門里親や職業里親のところ、私も言いそびれてしまったので、こどもの立場からという形でお伝えさせていただくと、先ほど増沢委員が言っていたもう勤務時間は終わりだから帰りますみたいなものは、すごくこどもからすると、人生を支えてくれんやん、この人と思ってしまうのですね。ですから、インフォーマルな部分の職業の労働基準法の部分は、私もすごく強く共感をするところだと思っています。

私の経験や私が感じていることとしては、お子さんのすごく感じているところは、自分のことを本当の家族のように接してくれる人のことをどこか皆さん追い求めているのですね。でも、それは施設や里親家庭の中で出会えたらすごく最高だし、里親さんとの関係性の中でそのようにこども自身が思えたら最高だと思うのですけれども、きっとそういう人に出会うのは、人生の長い期間、ずっと続いていくことだとも思うのです。恐らく家族のように接してくれる人は、具合の悪いときに絶対に足を動かして助けてくれるとか、年末年始に帰れる実家のような場所があるとか、親はいないけれども親のように関わってくれたり怒ってくれる人がいるとか、そういう人に出会える場所があるとか、そういったところなのではないかと思っています。

私は家庭的養育の実践をしているところで育ってきたこともあって、家庭の形というところのハード面ではすごく本能的にも腹落ちはしていますけれども､家族の形というのは、今､30手前になってもいまだに分からないし､家族の文化というのも正直全然分からない。どちらかというと施設を出た後にすごくたくさんの人から教えてもらったのです。ですから、そこの部分にもう少し立ち返っていただきながら議論ができたら、すごくよりよいも

のになるのではないかと思っている次第です。
　以上です。
○相澤委員長　ありがとうございます。
　私は自分でこどもの養育をして心がけてきたことは、こどものビーイング（存在）を尊重するということです。こどもが今あるありようというのは、いかなる状態であっても、こどもがその環境の中で精いっぱい適応しようとして努力した結果であり、今はこういうありようでしか、言葉や態度でしか表現できない状態にあるこどもとして理解し、その存在そのものを尊重するという、それがすごく大切なことではないかと思ってこどもと接してきました。私が大切にしてきたことはそういうことかと思います。
　ということで、ちょうど時間になってしまいました。
　今日はファミリーホームのこととか、里親支援のこととかがまだ触れられていませんので、この次にそういったことについても継続的に議論を進めさせていただこうかと思っております。よろしいでしょうか。
　最後に何かこれだけはという方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。
　それでは、今日はここで終了ということで、事務局にお返ししたいと思います。
○岩瀬課長補佐　次回の日程につきましては、改めて各委員、参考人の皆様方に御連絡をさせていただきます。
○相澤委員長　それでは、これで終了とさせていただきます。